

各 位

会 社 名 株式会社アーバンライク
(コード番号 2992 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長 吉野 悟
問 合 せ 先 取締役管理本部長 加藤 博司
T E L 0968-64-3011
U R L <https://www.urban-like.co.jp>

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年1月31日に決定した「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線の追記部分となります。

記

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役および使用人は定められた社内規程に基づいて職務を執行する。
- ②社外取締役を含む取締役会を設置し、経営上の重要な事項の審議および決定や取締役相互の職務執行状況を監督する。
- ③社外監査役を含む監査役会を設置する。監査役は、監査役会で定めた「監査役監査基準」に基づき日常の業務監査および取締役会その他重要な会議への出席により、取締役の職務執行が法令および定款に違反していないかを監査する。
- ④取締役および使用人が遵守すべき行動指針および行動規範を定めた「コンプライアンス規程」の周知徹底を図るとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンスに関する計画や施策を審議する。また、管理本部は役職員に対するコンプライアンスに関する教育・研修を実施する。
- ⑤内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況をモニタリングし、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑥「内部通報規程」に基づき、社内の不正行為、違反行為等に関して使用人等が直接相談・通報できる内部通報窓口を設置し、法令違反行為等の早期発見・是正をはかる。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録および稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、法令および「文書管理規程」「情報管理規程」に基づき、適切かつ確実に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス規程」を定め、定期的にリスク・コンプライアンス委員会を開催し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するよう努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を毎月定期的に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要な意思決定を機動的に行う。
- ②取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」などの関連諸規程を定め、職務の組織的かつ効率的な運営をはかる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人として管理本部等に所属する使用人を指名することができる。なお、当該使用人の任命、異動、評価等人事権にかかる事項の決定には監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人が監査役の職務を補助する際には監査役の指揮命令に従う。

6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①代表取締役および業務執行取締役は、取締役会、経営会議等の重要な会議において隨時その業務執行状況を報告する。
- ②監査役が個別に事業の報告を求めた場合、または業務および財産に関する調査を行う場合は、取締役および使用人はこれらに迅速に対応する。
- ③取締役および使用人等からの社内における不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実等を、監査役に直接相談または通報できる内部通報制度を制定・運用する。また、相談または通報したことを理由として当該使用人等に対する不利益な取扱いを行わないことを「内部通報規程」に定める。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる

費用または債務の処理については、当該監査役の職務の執行に関するものでないと認められた場合を除き、監査役の請求に従い円滑に行う。

②監査役は、代表取締役と定期的に意見を交換する機会を設定する。また、監査役、内部監査担当および監査法人との情報交換会（三様監査）を定期的に開催して相互の監査情報を共有し、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。

8. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、会社は適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、一般に公正妥当と認められる企業会計に関する法令、諸規則を遵守し、虚偽や誤解を招く会計処理は行わない。また、財務報告にかかる内部統制の体制整備と有効性の維持・向上に努める。

9. 反社会的勢力排除への取り組みに関する事項

反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては「反社会的勢力等対策規程」に基づき毅然とした態度で対処し、断固としてこれを排除する。

以上